

議案第 30 号

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 23 年 3 月 3 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 61 号)による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)の一部改正が、平成 23 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年大口町条例第12号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して町長が規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末

日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき  
当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第19条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「規定する勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第21条中「給与額」の次に「(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成16年大口町条例第12号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) <u>勤務日の日数を考慮して町長が規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

新	旧
<p>める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる場合以外の場合</u>  <u>非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)</u> <u>当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</u></p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新さ</u></p>	

新	旧
<p><u>れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日</u></p> <p><u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の3 略</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p><u>(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p> <p><u>(部分休業をすることができない職員)</u></p> <p><u>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の2 略</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(部分休業をすることができない職員)</u></p> <p><u>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第1</u></p>



新	旧
<p><u>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p><u>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員</u> (部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)を減額して支給する。</p>	<p><u>7条による短時間勤務をしている職員とする。</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>

## 改正要旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正を踏まえ、一般職の非常勤職員について、仕事と育児の両立を図れる勤務環境を整備するため、本条例の一部改正を行う。

### 【概要】

- 1 一般職の非常勤職員が育児休業を取得できる措置の新設  
一定の要件を満たす一般職の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、子が1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で、条例で定める日まで育児休業を取得することができる。
- 2 一般職の非常勤職員が部分休業を取得できる措置の新設  
一定の要件を満たす非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（再任用短時間勤務職員等）を除く。）について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で部分休業を取得することができる。

### 第2条（育児休業をすることができない職員）

- ・ 育児休業をすることができない職員として、大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年大口町条例第12号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を規定
- ・ 育児休業の取得要件
  - 1 次のいずれにも該当する非常勤職員とする。
    - ① 任命権者を同じくする職（特定職）に引き続き在職した期間が1年以上である者
    - ② 子の1歳到達日（1歳の誕生日の前日）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる者
    - ③ 勤務日の日数を考慮して町長が定める者

2 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員で、1歳到達日の翌日から育児休業をしようとするもの

- ① 非常勤職員本人が、子の1歳到達日に育児休業をしている場合
- ② 子の1歳到達日後に、育児休業をすることが特に必要と認められる場合として町長が定める場合

3 任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの

#### 第2条の2（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

・非常勤職員は、子の養育の事情に応じ、1歳到達日から1歳6か月に達する日までの間で、条例で定める日まで育児休業をすることができる。

・育児休業の取得可能期間

- 1 子の出生の日から1歳到達日まで。
- 2 配偶者が、子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、子が1歳2か月に達する日まで（育児休業の期間は最長1年間）。
- 3 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員は、1歳到達日の翌日から1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができる。

① 非常勤職員又は配偶者が、子の1歳到達日に育児休業をしている場合

② 子の1歳到達日後に、育児休業をすることが特に必要と認められる場合として町長が定める場合

#### 第2条の3（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

・第2条の2の新設に伴う繰り下げ。

#### 第3条（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

・次に該当する非常勤職員については、再度の育児休業をすることができる。

- 1 1歳から1歳6か月までの育児休業をしようとする者
- 2 任期の末日まで育児休業をしている者で、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの

#### 第19条（部分休業をすることができない職員）

- ・次のいずれにも該当する非常勤職員は、部分休業を請求することができる。
  - 1 特定職に引き続き在職した期間が、1年以上である者
  - 2 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が定める者

#### 第20条（部分休業の承認）

- ・非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）は、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で部分休業を承認することができる。
- ・非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間）で行うものとし、保育時間を承認されている場合には、
  - 1 1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内
  - 2 2時間から保育時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

#### 第21条（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

- ・部分休業をしている非常勤職員の給与の減額の規定を追加。